

令和4年度 環境保全型農業直接支払交付金について 1

令和4年1月時点の情報から作成したものです。通常国会の審議によっては内容が変更となる場合があります。

1. 環境保全型農業とは

地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に対して支援を行う国の制度です。取組を行うことで生じる掛かり増し経費を本交付金により支援します。

2. 令和4年度からの主な変更内容

【支援要件の一部変更】

○「国際水準GAPの実施」から「持続可能な農業生産に係る取組を実施」に変更
※詳細は4. 取組要件のとおり

○有機農業の取組拡大に向けた支援が追加（取組拡大加算）

有機農業に新たに取り組む農業者の受け入れや定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を行った農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積10aあたり4,000円を支援します。

※「そば等作物、飼料用作物」は含まれません。

※指導を行う農業者と指導を受ける農業者の双方が、令和4年度に有機農業の取組実施が必須となります。

※交付は指導を受ける農業者が新規で有機農業に取り組む初年度1回限りの予定です。令和4年に交付を受けた農業者が令和5年以降に面積拡大された場合も交付対象とはなりませんのでご注意ください。

3. 申請にあたっての注意事項

◆本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合に、交付金が減額されることがあります。取組年度によっては交付金が満額交付されないこともあります。

交付金の配分は全国共通取組が優先されます。地域特認取組の申請を検討されている方は、上記の注意事項をお読みになり、ご理解いただける方のみ申請ください。

◆市の「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」とは要件が異なります！

「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」と同等の取組を環境保全型農業直接支払交付金でも申請した場合、支援金は環境保全型農業直接支払交付金より支払われます。

また江の設置、冬期湛水は「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」の認証基準で取り組みますと、環境保全型農業直接支払交付金の支援の基準を満たせず、不合格や面積割となり、満額支援されない場合があります。両方に申請された場合は環境保全型農業直接支払交付金の支援基準で取り組んでいただきます。

4. 取組要件 2

対象者 当制度に取り組む農業者が2戸以上で構成される団体、および法人

事業要件 ○佐渡市内の農業振興地域内の農地における対象取組の実施
○「みどりのチェックシート」による持続可能な農業生産を実施すること（以下の①～③すべて）

① 持続可能な営農活動に関する研修の受講（対面・オンライン）

※研修の受講が毎年度必須となりますのでご注意ください。

② 「みどりのチェックシート」に定められた持続可能な農業生産に係る取組の実施

※以下の4分野すべての実践が必須となります。

詳細は農林水産省にて調整中です。

「化学合成農薬の使用量低減」「化学肥料の使用量低減」

「温室効果ガス・廃棄物の排出削減」「農作業安全」

③ 「みどりのチェックシート」をヒアリング形式で点検・提出

※取組内容ごとに確認書類が必要となります。

※国際水準のGAP認証（GLOBALG. A. P.、ASIAGAP、JGAP）を取得している場合、令和3年以前同様に研修の受講および「みどりのチェックシート」の提出は不要となります。

○推進活動（技術向上や理解増進に係る活動等）に取り組むこと

※当市は中山間地域（離島特認）で免除されます。

対象作物 化学合成肥料・化学合成農薬を新潟県の慣行レベルから原則5割以上低減して栽培された販売作物、または有機農業で栽培された販売作物

5. その他

【活動したいけれど、現在団体に所属していない（これから団体を立ち上げたい・加入できる団体を探したい）】

市担当がお話を伺い、既存の団体とのマッチング、新規団体の立ち上げをサポートします。実施技術や事務手続き等、その他何でもお問い合わせください。

【各認定の取得は必須ではありません】

当制度は有機JAS取得や国際水準のGAP認証の取得を強要するものではありません。有機JAS認定の水準と同等の有機農業をしていることが分かる書類の提出や「みどりのチェックシート」のヒアリングに問題がなければ交付金が交付されます。

【当制度の冬期湛水あるいは江の設置に取り組んだほ場が支援の基準を満たせず、「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」の認証基準のみ満たした場合】

当制度からではなく、「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」より「生きものを育む農法支援金」が交付されます。

6. お問い合わせ

佐渡市 農業政策課 生産振興係（坂下・三浦）

TEL 63-5117

《 支援取組一覧 》

(1つのほ場につき1つの取組となります。二期作・二毛作・転換等で同一年度に複数の取組を実施することは不可。)

全国共通取組			地域特認取組				
(ともに交付の上限単価は10aあたりの単価。対象作物は原則県慣行基準比5割以上低減。)							
No.	取組内容	上限単価	対象作物	No.	取組内容	上限単価	対象作物
1	有機農業	3,000円～12,000円	全作物	1	冬期湛水管理	4,000円～8,000円	全作物
	※ 国際水準の有機栽培(有機JAS)の取組が必要となります。 ※ 土壌診断を実施し、さらに2～5の取組いずれか1つを組み合わせると2,000円加算(飼料用作物は加算対象外) ※ 取組拡大加算が新設(詳細は2. 令和4年度からの主な変更内容のとおり)				※ 冬期間に水田を湛水状態にし、2か月以上維持します。 ※ <u>市の「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」の「ふゆみずたんぼ」とは要件が異なりますのでご注意ください。</u> ※ 支援の内訳は以下のとおりです。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ① 有機質肥料(10aあたり3,000円以上)の投入+畦畔の補強⇒8,000円 ② 有機質肥料(10aあたり3,000円以上)の投入⇒7,000円 ③ 畦畔の補強⇒5,000円 ④ ①～③いずれも未実施(湛水のみ)⇒4,000円 </div>		
2	堆肥の施用	2,200円～4,400円	全作物	2	江の設置	3,000円～4,000円	水稻
※ 水稻は10aあたり概ね1t以上、他は10aあたり概ね1.5t以上を施用します。			※ 水稻の本田内に栽培期間中を通じて湛水できる江(深み)を設置します。 ※ 作付面積10aあたり原則10m以上の長さの江を設置してください。 ※ <u>市の「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」の「江の設置」とは要件が異なりますのでご注意ください。</u> ※ 支援の内訳は以下のとおりです。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ① 作溝作業あり⇒4,000円 (作溝作業とは江の設置、延長、補修を目的として行う作溝に係る作業のこと) ② 作溝作業なし⇒3,000円 </div> ※ 作溝作業は確認のため作業前後の写真が必要となります。				
3	カバークロープ	6,000円	全作物	3	炭の投入	5,000円	全作物
※ 主作物の栽培期間の前後いずれかで緑肥等を作付⇒全量すき込みます。			※ 主作物の栽培期間の前後いずれかで、植物等を炭化して製造した炭(木炭、竹炭、籾殻燻炭等)をほ場に施用します。 ※ 施用量は10aあたり500リットル以上、または10aあたり50kg以上 ※ 確認のため資材を購入したことが分かる購入伝票等の写しを提出いただきます。				
4	リビングマルチ	3,200～5,400円	全作物	8	各取組の詳細な要件やスケジュール、注意点等についてはお問い合わせください。		
※ 主作物の畝間に緑肥を作付⇒全量すき込みます。 ※ 小麦、大麦、イタリアンライグラスの種子を使用する場合は3,200円/10a							
5	草生栽培	5,000円	果樹または茶				
※ 果樹または茶の園地に緑肥を作付⇒全量すき込みます。							
6	不耕起播種	3,000円	麦(小麦・二条麦・六条麦・はだか麦)または大豆				
※ 前作の畝に専用の播種機(トラクターのアタッチメントを含む)による播種 ※ 主作物の播種前に茎葉処理型の除草剤を散布します。この除草剤も含めて5割低減栽培となるようご注意ください。							
7	長期中干し	800円	水稻				
※ 水稻の生育中期に10aあたり1本以上の溝切りを実施した上で、連続14日以上の中干しを実施します。							
8	秋耕	800円	水稻				
※ 水稻の収穫後にほ場を耕うんし、翌春に水稻を作付します。 ※ 秋耕に取り組む場合「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」の「ふゆみずたんぼ」を同時期に実施することができませんのでご注意ください。 ※ 次期作が水稻でない場合は支援対象外となります。							